

住之江区

地域福祉ビジョン



2024(令和6)年3月

住之江区役所

も く じ

第1章 住之江区地域福祉ビジョンの考え方

1. 住之江区地域福祉ビジョンとは……………2
2. 改訂の経過……………2
3. 計画期間……………2
4. 住之江区地域福祉ビジョンの位置づけ……………3

第2章 基本理念・基本目標

1. 基本理念……………4
～みんなで助け合い、自分らしい暮らしを安心して送ることができるまち～
2. 基本目標……………5
基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり
基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

第3章 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1. 住之江区を取り巻く現状・課題・取り組み……………6
 - (1)人口および世帯数の推移……………6
 - (2)高齢者の状況……………7
 - (3)要支援・要介護者認定数の状況……………9
 - (4)認知症高齢者(65歳以上)の状況……………11
 - (5)高齢者虐待の状況……………13
 - (6)障がい者手帳所持者数の状況……………15
 - (7)障がい者虐待の状況……………16
 - (8)児童虐待の状況……………19
 - (9)生活困窮者の状況……………21
 - (10)災害時における要援護者の状況……………23

第4章 住之江区14地域の実情と取り組み

1. 圏域の考え方……………25
2. 地域活動協議会について……………26
3. 住之江区小地域(14地域)の実情と取り組み……………27

第5章 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制の充実

1. 相談支援体制の充実……………34

〈参考〉用語解説……………37

第1章 住之江区地域福祉ビジョンの考え方

1 住之江区地域福祉ビジョンとは

「住之江区地域福祉ビジョン」とは、住之江区が特色ある地域福祉の取り組みをどのように進めるかを、区民、社会福祉法人、企業、NPO*¹などの地域で活動する多種多様な団体や公的機関において、理念や目標、取組方針などを示し共有するものです。

令和4年度までは、「ふだんの暮らしあわせプラン～住之江区地域福祉計画～」として策定していましたが、よりわかりやすい内容となることをめざして、構成を抜本的に見直し、名称を「住之江区地域福祉ビジョン」に変更しました。

2 改訂の経過

住之江区では、大阪市の地域福祉計画を効果的に進めるために、平成18年3月に「住之江区アクションプラン(地域福祉行動計画)」を策定しました。

平成24年12月に、「市政改革プラン*²」に基づく、「ニア・イズ・ベター*³」(補完性・近接性の原理)の考え方のもと、めざすべき方向性や取り組むべき課題等を示した「大阪市地域福祉推進指針」が策定されました。この指針に沿って、住之江区は、区全体の課題に対する具体的な取り組みを示すために、平成18年に策定したアクションプランを見直し「ふだんの暮らしあわせプラン～住之江区地域福祉計画～」を平成27年3月に策定しました。その後、毎年度改訂を行い、地域ごとの課題や取り組みなどを更新してきましたが、厚生労働省「市町村地域福祉の考え方」より、地域福祉計画期間は概ね5年とし3年で見直すことが適当と考え方を示しており、「大阪市地域福祉基本計画」についても3か年ごとに改訂していることから、「住之江区地域福祉ビジョン」についても3か年ごとに改訂することとします。

3 計画期間

「住之江区地域福祉ビジョン」は「大阪市地域福祉基本計画」に合わせて令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

4 住之江区地域福祉ビジョンの位置づけ

「住之江区地域福祉ビジョン」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的なビジョンです。地域福祉に関する区の方針に基づき、住民の地域福祉活動を支える取り組みの展開や区域全体に共通する福祉課題への対応を、区民、関係機関、行政が一体となり推進します。

市地域福祉基本計画は、地域福祉に関する本市の基本理念や市全域で実施すべき基礎的な取り組み等を示すとともに、区地域福祉ビジョン等を支援する基礎的な計画となります。

	位置づけ	内容
住之江区 地域福祉ビジョン	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉に関する区の方針・住民の地域福祉活動を支える取組・区域全体に共通する福祉課題への対応
大阪市 地域福祉基本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的な計画	<ul style="list-style-type: none">・基本理念、目標・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

第2章 基本理念・基本目標

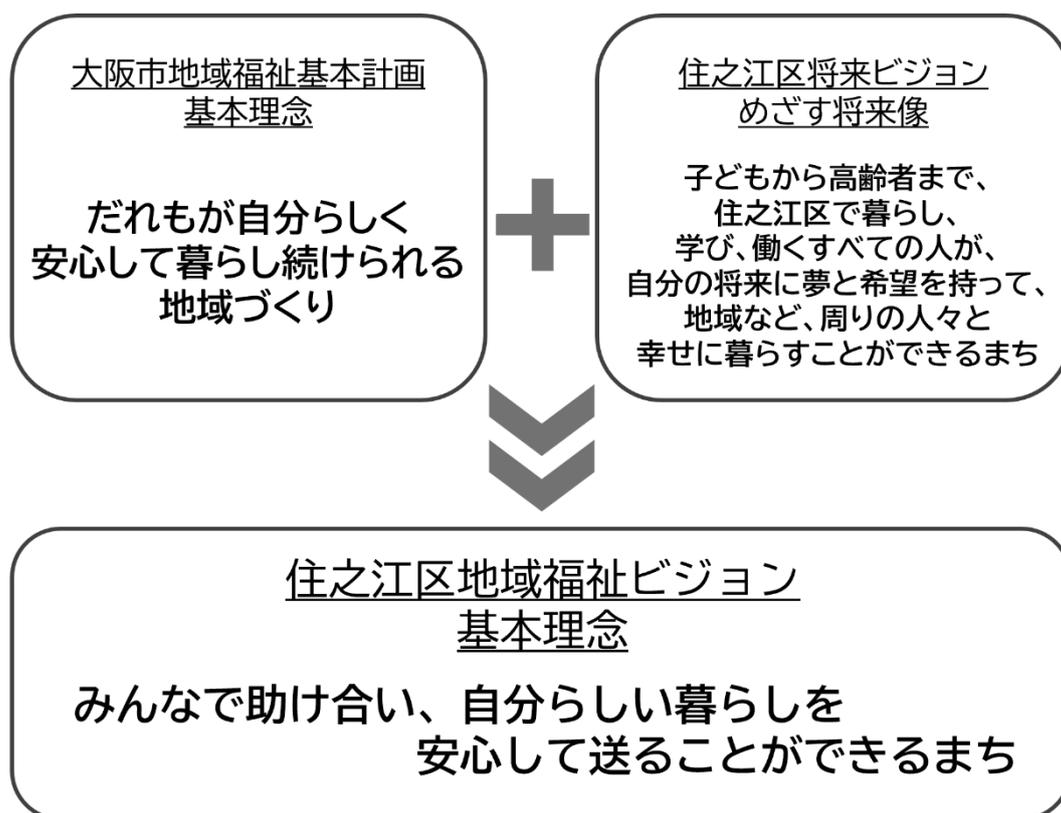
1 基本理念

地域共生社会とは、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる社会であり、それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。

「大阪市地域福祉基本計画」では、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念として掲げています。

また、「住之江区将来ビジョン」では「子どもから高齢者まで、住之江区で暮らし、学び、働くすべての人が、自分の将来に夢と希望を持って地域など、周りの人々と幸せに暮らすことができるまち」をめざすべき将来像として掲げています。

「大阪市地域福祉基本計画」の基本理念と「住之江区将来ビジョン」のめざすべき将来像に基づき、今回策定する「住之江区地域福祉ビジョン」においては、次の基本理念を設定します。



2 基本目標

本ビジョンの基本理念は「みんなで助け合い、自分らしい暮らしを安心して送ることができるまち」の実現をめざし、次の2つの基本目標を掲げます。

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国につながる市民*⁴といった世代や背景が異なる人々が暮らしています。身近な地域に暮らすもの同士が、お互いを気にかける、つながりを持つことで、日々の変化に気づくことができます。

変化に気づいた人が自ら助けられない場合や解決が難しい場合であっても、地域で見守り、適切な支援につなぐことで支え合うこともできます。

さらに、災害などいざという時に「どこにどんな人が住んでいて、どんな助けを待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せず自分らしい暮らしを送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

→具体的には第3章「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」に沿って取り組みを推進していきます。

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、「不便さや生きづらさを感じたとき」に、だれかの手助けが必要になります。

また、解決が難しいさまざまな課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、「どこに相談したらよいかわからない」と感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め包括的な支援を行うことができるしくみづくりをつくる必要があります。支援を必要とする、すべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

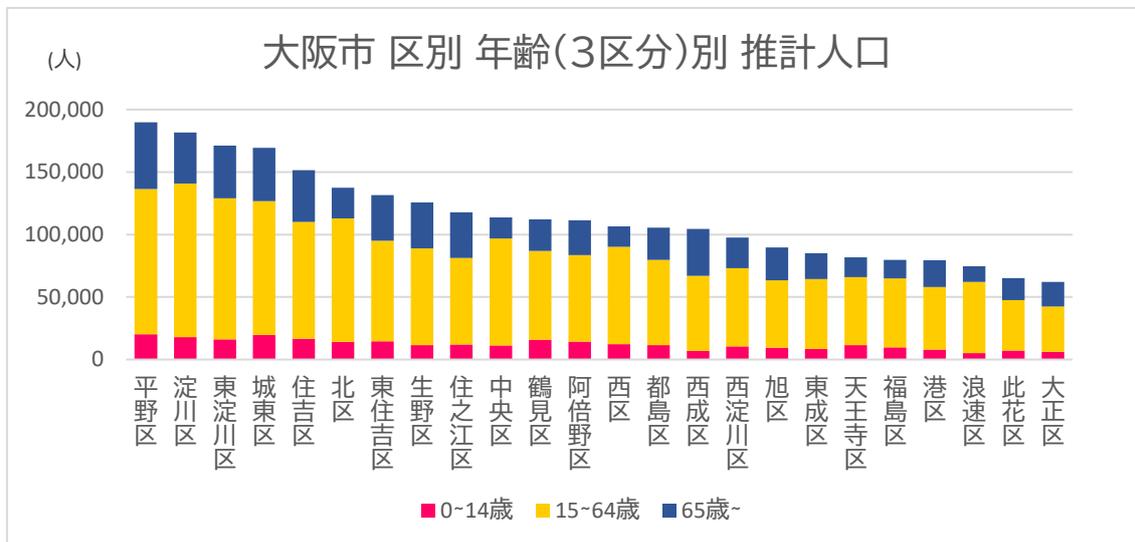
→具体的には第5章「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制の充実」に沿って取り組みを推進していきます。

第3章 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1 住之江区を取り巻く現状・課題・取り組み

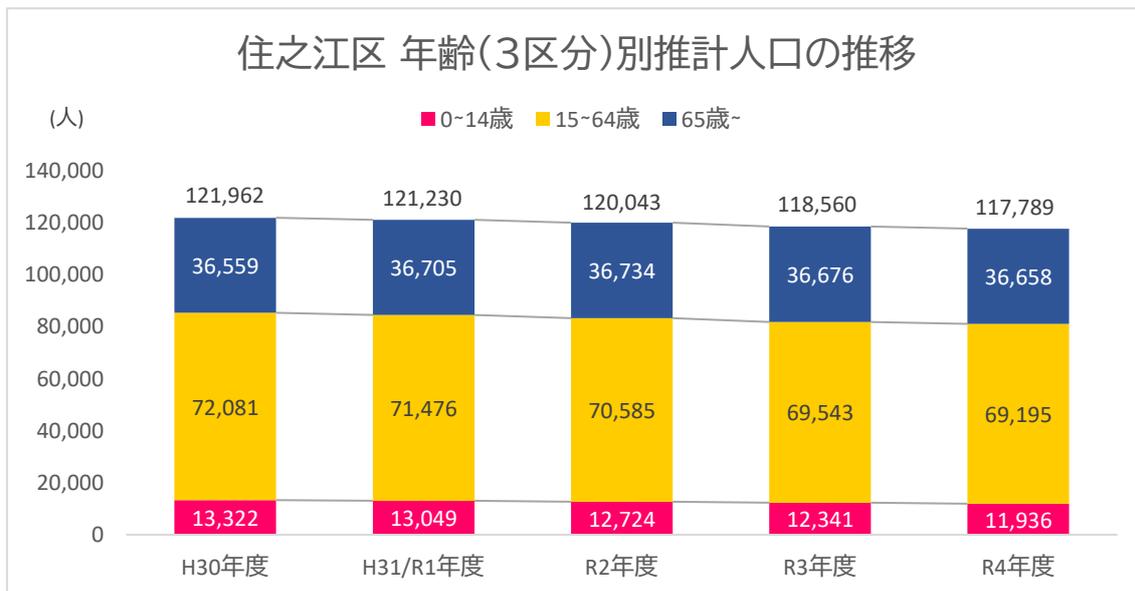
(1)人口および世帯数の推移

(R4 年度末現在)



出典:大阪市民政局

(各年度末現在)



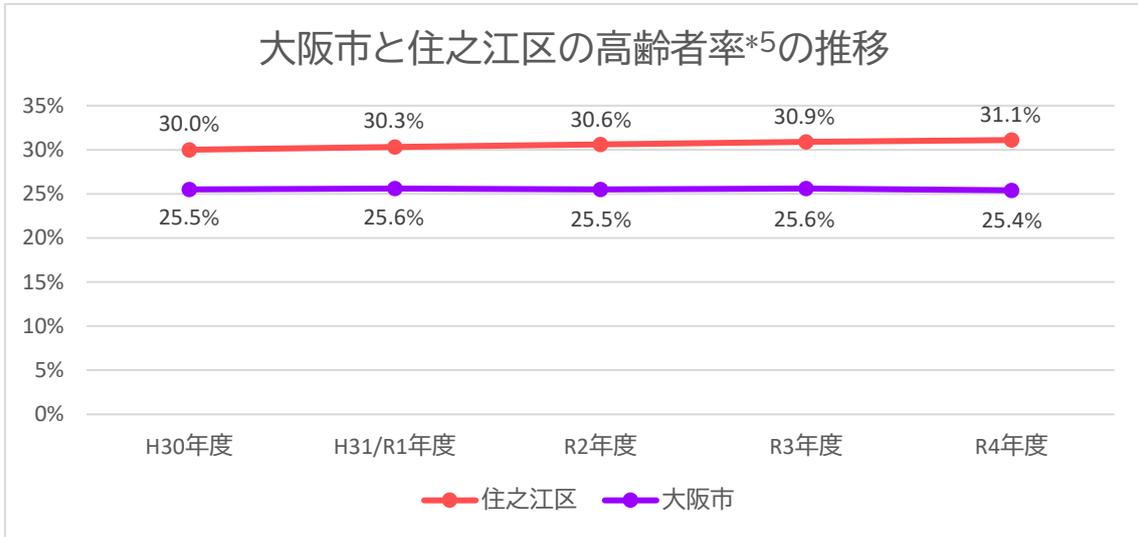
出典:大阪市民政局

【現状】

住之江区は大阪市24区中9番目の人口の多さで、令和4年度の人口は117,789人で、平成30年度より4,173人減少し、減少率は3%です。年齢(3区分)別にみると、年少人口(0~14歳)1,386人減・生産年齢人口(15~64歳)2,886人減・高齢者人口(65歳以上)99人増となっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

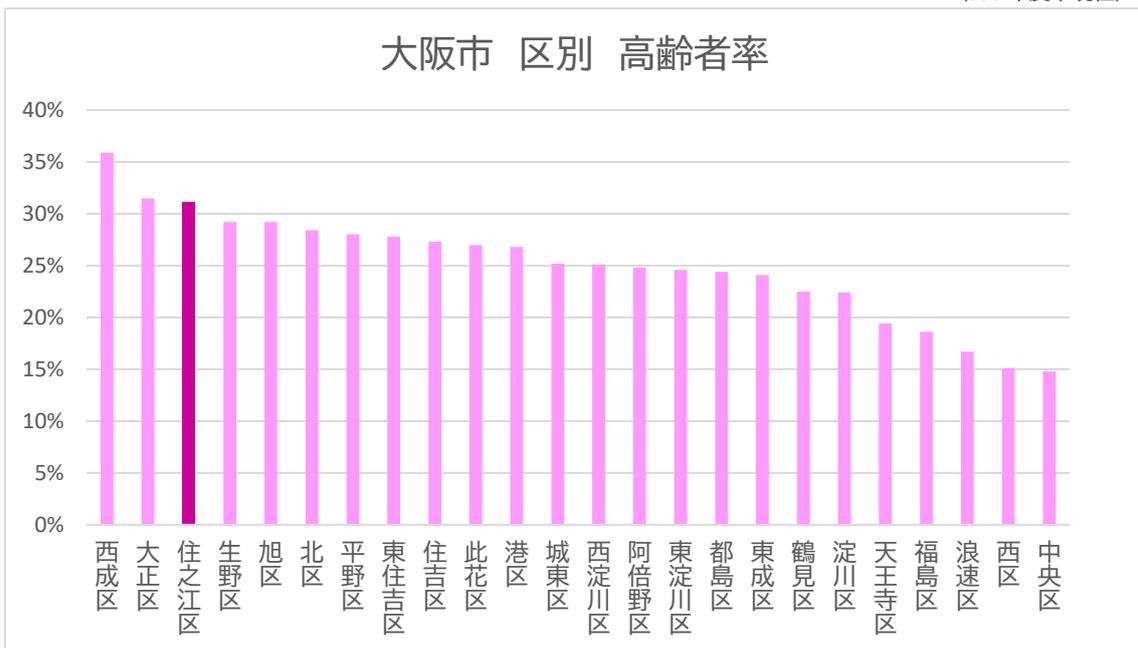
(2)高齢者の状況

(各年度末現在)



出典:大阪市民政局

(R4 年度末現在)

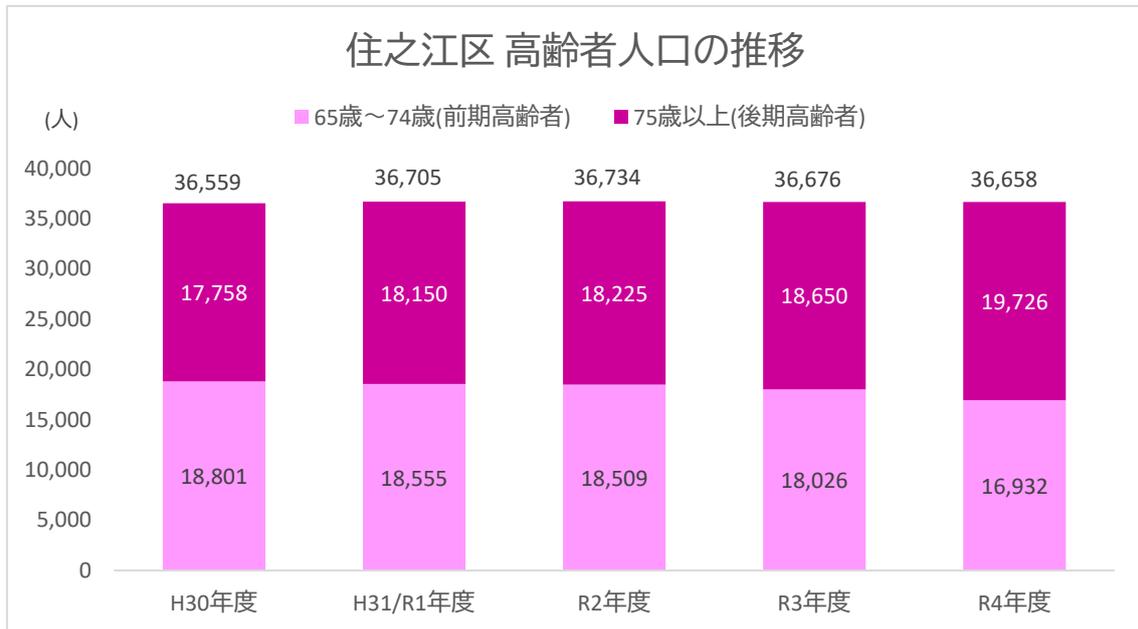


出典:大阪市民政局

大阪市全体と住之江区の高齢者率を比較すると、大阪市全体が横ばいであるのに対し、住之江区は年々少しずつ上昇しています。

また、24 区の高齢者率を比較すると、西成区、大正区について住之江区は 3 番目に高齢者率が高く、最も低い中央区と比較すると 16.3%差があります。

(各年度末現在)

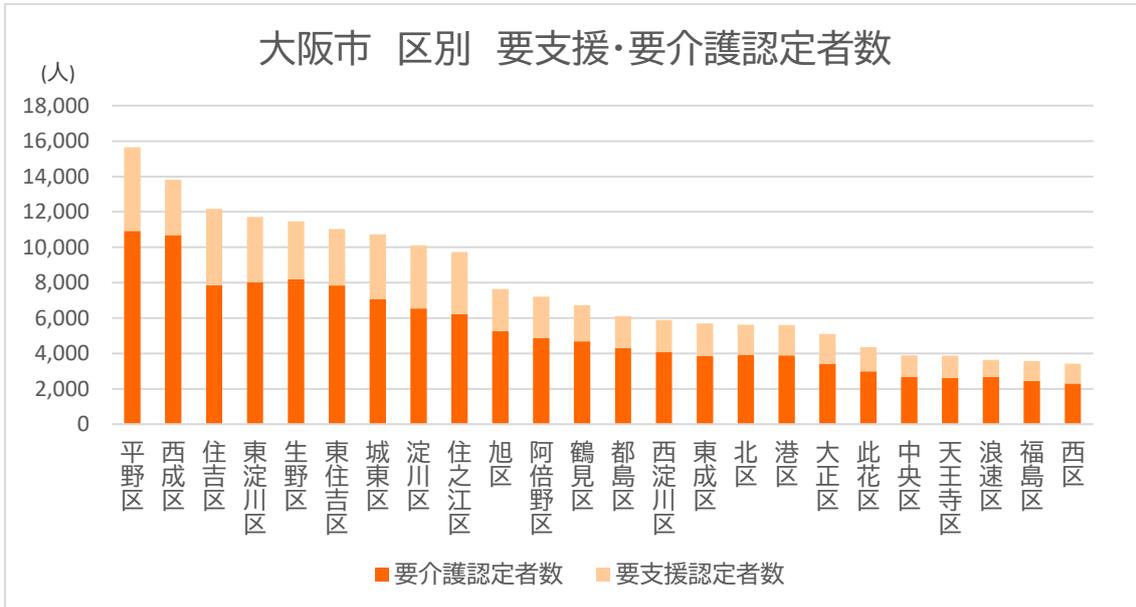


出典:大阪市民政局

住之江区の高齢者は令和2年度をピークに減少していますが、75歳以上の後期高齢者は、増加傾向にあります。

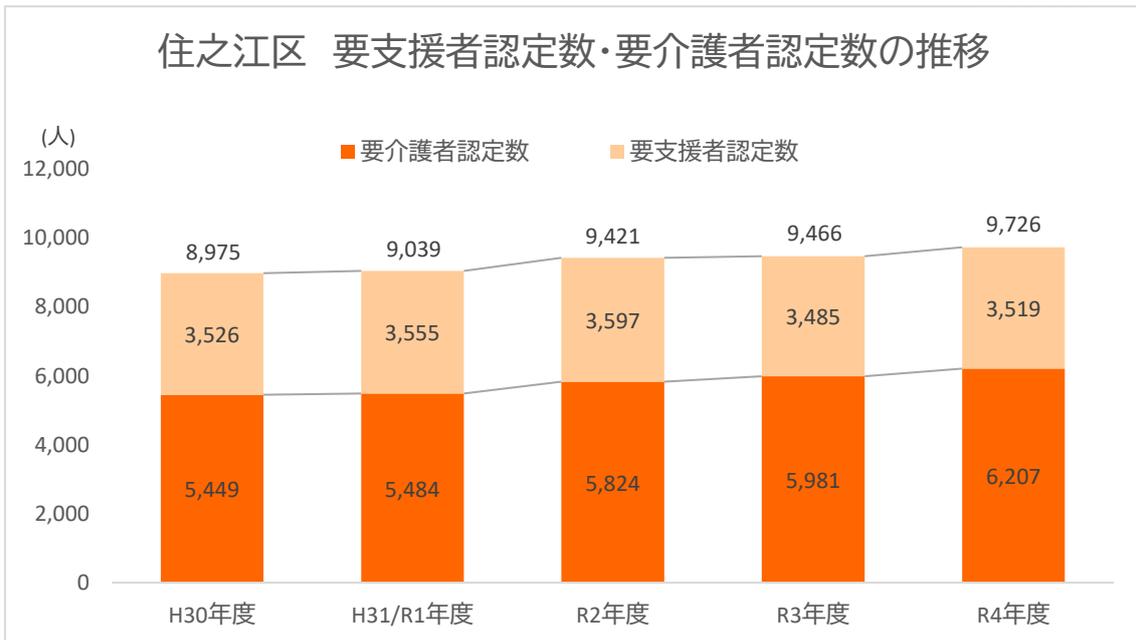
(3)要支援・要介護認定数の状況

(R4年度末現在)



出典:大阪市福祉局

(各年度末現在)



出典:住之江区保健福祉課

【現状】

住之江区は大阪市24区中9番目に要支援者認定者・要介護認定者数が多く、年々増加傾向にあります。令和4年度は9,726人で平成30年度に比べて、751人増えており、増加率は8%です。

【課題】 要介護者認定数の増加について

今後、団魂の世代*⁶(昭和22年～24年生まれ)が75歳以上になることで、さらに要介護認定者数が増えると見込まれます。

また、高齢化の影響や核家族化などのさまざまな要因により、要介護者と介護者が高齢者である「老老介護」が課題になっています。

【取組】

住之江区内の各地域において、認知症や介護予防を目的とした「いきいき百歳体操」や「ふれあい喫茶」、「健康ウォーキング」などを開催しています。引き続き区民の方々に介護予防への意識づけのため、啓発を行い、地域活動への参加を促します。

【課題】 介護従事者の慢性的な人材不足について

要介護者の増加により、介護従事者の人材不足が常態化しており、介護を必要としているにも関わらず、必要なサービスが受けられない高齢者が増えている現状です。介護などの現場における福祉人材の確保は重要な課題となっています。

【取組】

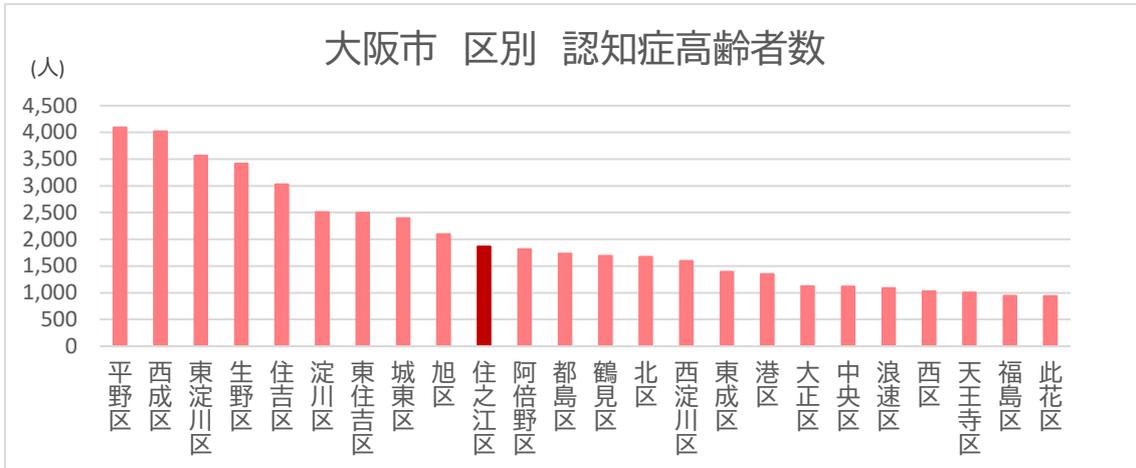
今後、増加する地域の高齢者ニーズに対応するために、介護保険制度において配置が行われている「生活支援コーディネーター*⁷」は住之江区社会福祉協議会*⁸や地域包括支援センター*⁹などの専門職と連携しながら地域資源の把握やネットワーク化、ボランティア等の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを担います。

また「介護予防ポイント事業*¹⁰」を実施し、高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくりに取り組んでいます。

「地域包括ケア*¹¹」という考え方のもと、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を支えるために、「在宅医療・介護連携支援コーディネーター*¹²」を区医師会に配置し、医療と介護の「橋渡し役」として地域の医療関係や介護事業所等に対する連絡調整、情報提供等を行います。

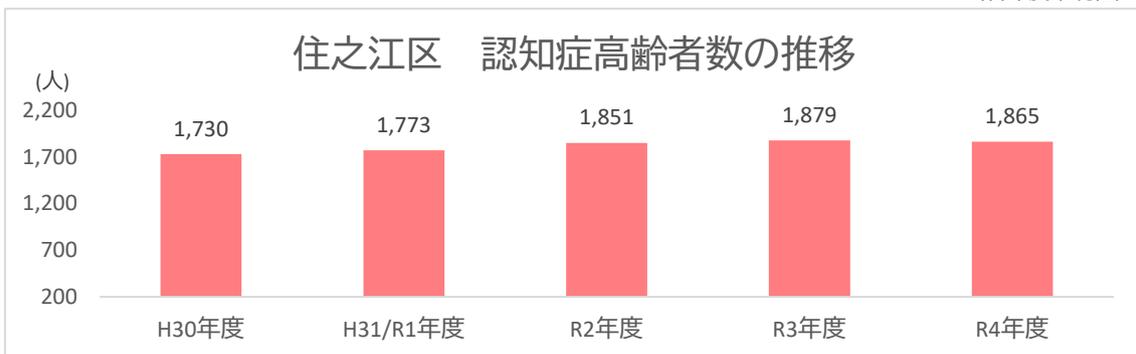
(4)認知症高齢者数(65歳以上)の状況

(令和4年度末現在)



出典:大阪市福祉局

(各年度末現在)



出典:住之江区保健福祉課

【現状】

住之江区は大阪市24区中10番目に認知症高齢者が多く、また認知症高齢者数は年々増加傾向にあります。令和4年度は1,865人で平成30年度に比べて135人増えており、増加率は7%となっています。

【課題】 認知症高齢者増加について

全国的に認知症高齢者が増えており、それに伴い認知症を患っている人が認知症患者を介護する「認認介護」も課題となっています。

【取組】

住之江区では、平成28年度に認知症初期集中支援チーム「さざんかオレンジチーム」*13を設置しました。認知症の疑いのある方と、その家族を訪問し、状況に合わせた支援の方向性を検討し、本人や家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行っています。また関係機関と連携を行い、地域の認知症対応力向上に取り組んでいます。

【課題】 認知症高齢者の徘徊事案の発生

認知症が原因で、外出後に自宅に1人で帰れず、行方不明となってしまう事案が発生しています。

【取組】

住之江区社会福祉協議会の「見守り相談室*14」では、認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するために警察と連携して、保護された本人の同意またはその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等の取り組みを進めています。

【課題】 高齢者の「セルフ・ネグレクト*15」について

認知症を1つの要因として、高齢者が「セルフ・ネグレクト」に陥る場合があります。セルフ・ネグレクトに陥ると、いわゆるごみ屋敷や行政サービス等の拒否が起こるなど、生活の質の低下や孤立のリスクが高まります。

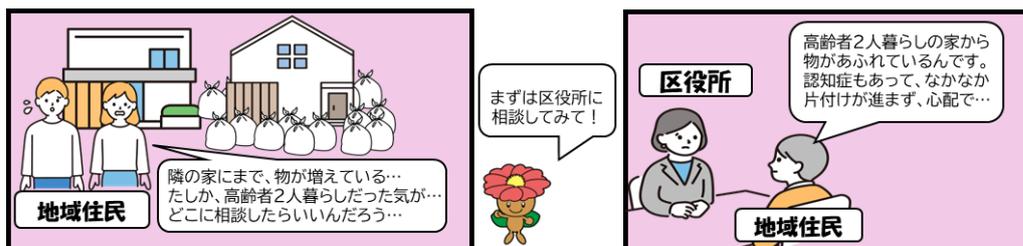
【セルフ・ネグレクトになると・・・】

- 家の前や室内にごみが散乱した状態になる
- 極端に汚れている衣類を着用したり、失禁しても放置している
- 窓や壁などに穴が開いていたり、傾いている家に住み続けている
- 生活に必要な最低限の公的制度、介護、福祉サービスの利用を拒否する
- 治療が必要な病気やけががあっても、受診・治療を拒否する

【取組】

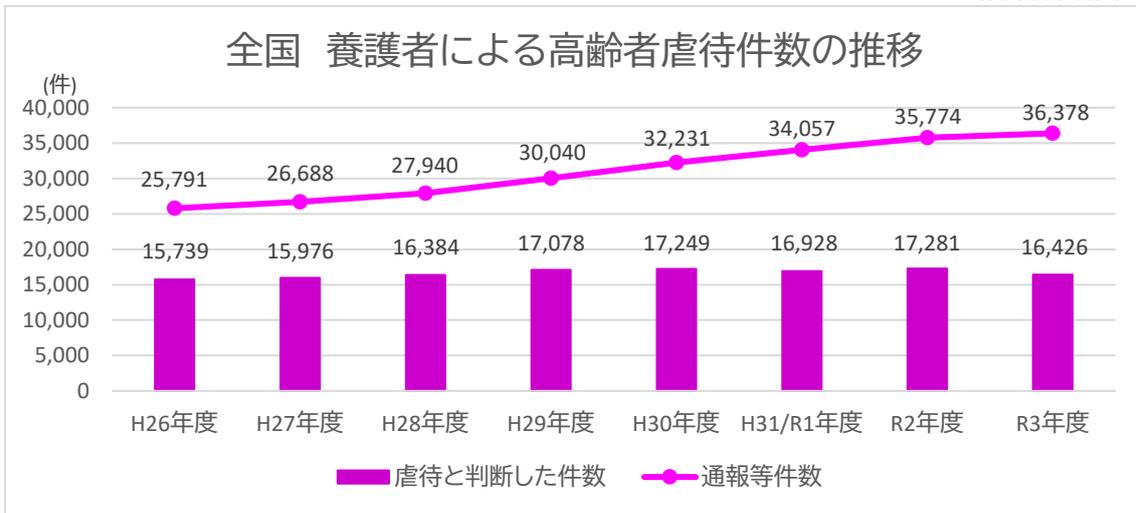
セルフ・ネグレクトに陥る原因はさまざまですが、1つの要因としては地域や人とのつながりの希薄化があげられます。高齢者虐待対応マニュアルでは、高齢者虐待防止ネットワーク機能の一つである「見守りネットワーク」について、「住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うもの」としています。各地域における地域活動を通じて、地域と地域包括支援センターなどが、連携して行う、高齢者の見守りやセルフ・ネグレクトの早期発見、孤立防止などの支援を取り組んでいきます。

○近所の異変に気づいたら

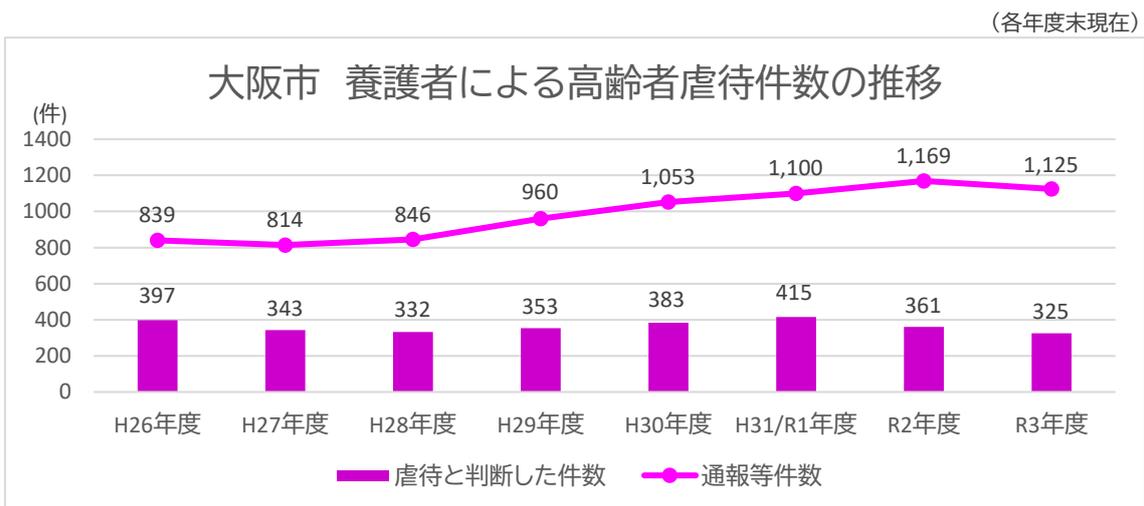


(5)高齢者虐待の状況

(各年度末現在)



出典：厚生労働省老健局



(各年度末現在)

出典：大阪市福祉局

【現状】

養護者による高齢者への虐待(疑いを含む)状況を見ると、通報等件数は全国・大阪市ともに増加傾向にあります。

【課題】 高齢者虐待について

多様な形態の虐待があり、虐待に対して悪いという自覚がない場合や、日々の介護等のストレスが積み重なり、無意識のうちに虐待を行っている場合、また、虐待を受ける人が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況があります。

【取組】

虐待防止に向け、虐待についての知識・理解の普及やネットワークの構築、施設従業者等の意識向上に取り組んでいきます。

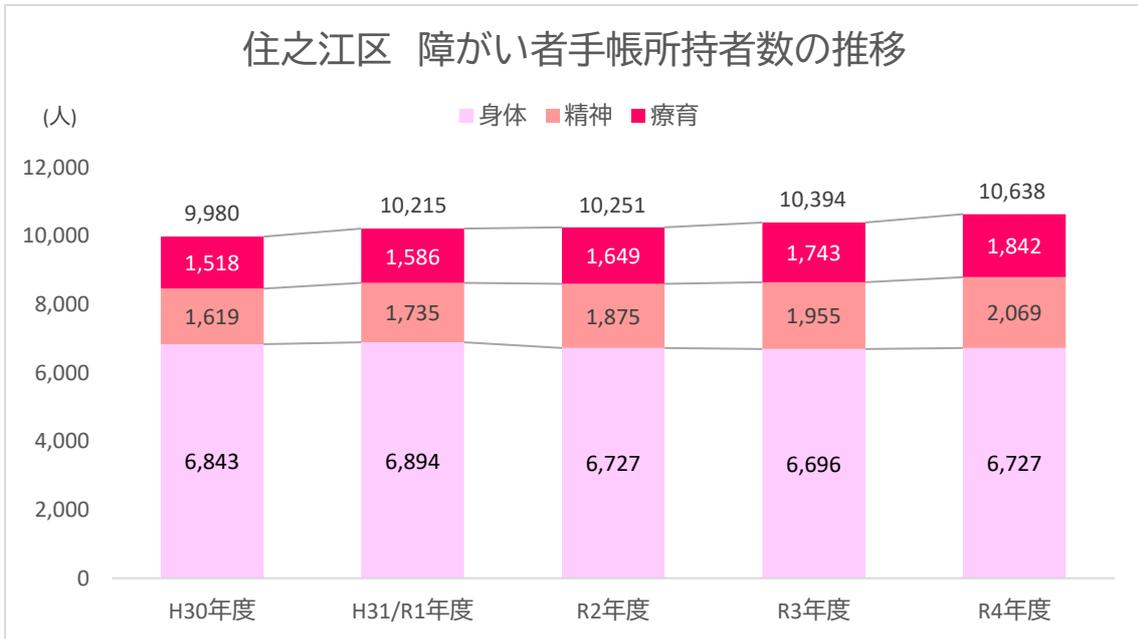
また、虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保に取り組んでいきます。

<参考> 高齢者虐待の定義

身体的虐待	暴力行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	殴る、蹴る、やけどさせる、玄関に外カギをつけて自由に外出させない等
介護・世話の放棄や放任	意図的の有無に関わらず、介護や生活の世話をしている家族がそれを放棄や放任し、生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること	入浴させない、食事を与えない、介護・医療サービスを受けさせない等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語、威圧的な態度、無視などの嫌がらせなどによって精神状態を悪化させること	罵声をあびせる、嘲笑う、誹謗中傷等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	裸の状態に放置する、性的行為の強要等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を利用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	年金・預貯金の無断使用・取りあげ、預貯金の無断使用等

(6)障がい者手帳所持者数の状況

(各年度末現在)



出典:住之江区保健福祉課

【現状】

住之江区の障がい者の手帳合計所持者数は、増加傾向になっています。

【課題】 多様な障がいへの支援について

障がい者手帳所持者が年々増加し、個人が抱える課題が複雑・多様化しています。

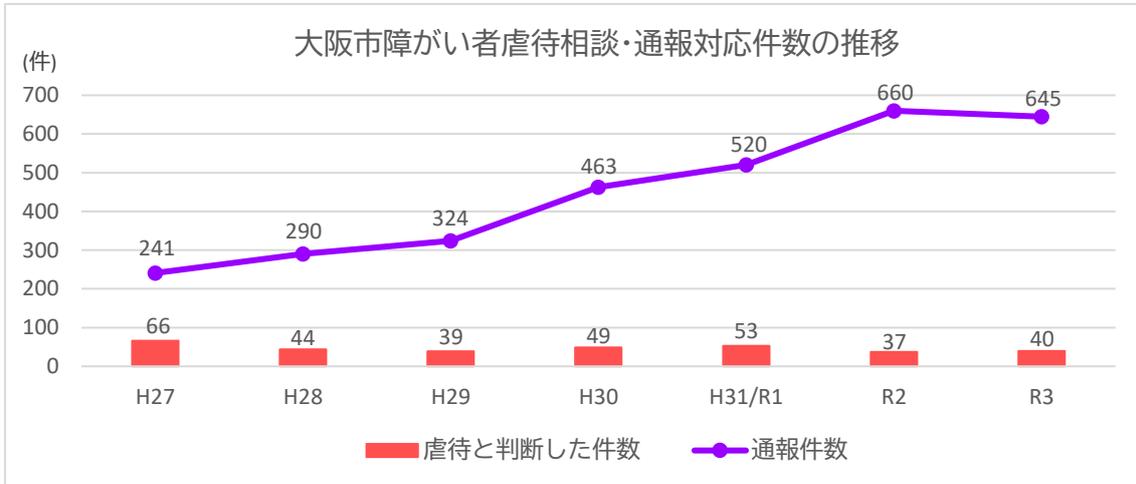
【取組】

福祉サービスを適切に利用できるよう、ホームページや区保健福祉センターの窓口等、さまざまな機会をとらえ、必要な情報を提供します。

また、相談支援体制の充実・強化を図るために、区保健福祉センターの他、区障がい者基幹相談支援センター*16が、地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者の後方支援を実施しています。

(7)障がい者虐待の状況

(各年度末現在)



出典：大阪市福祉局

現状

障がい者虐待相談件数は年々増加傾向にある一方、虐待と判断された件数は年々減少傾向にあります。平成 27 年度と令和 3 年度を比較すると、相談件数は 404 件増えた一方、虐待と判断した件数は 26 件減っています。

【課題】 障がい者虐待について

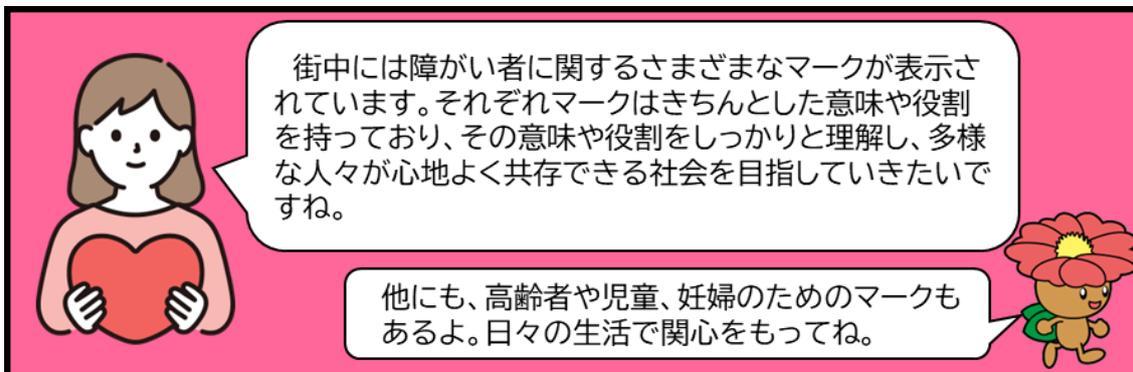
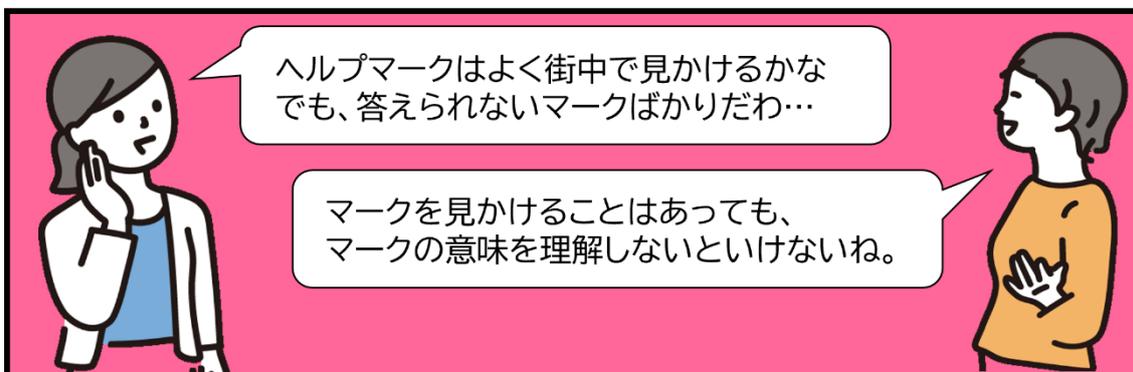
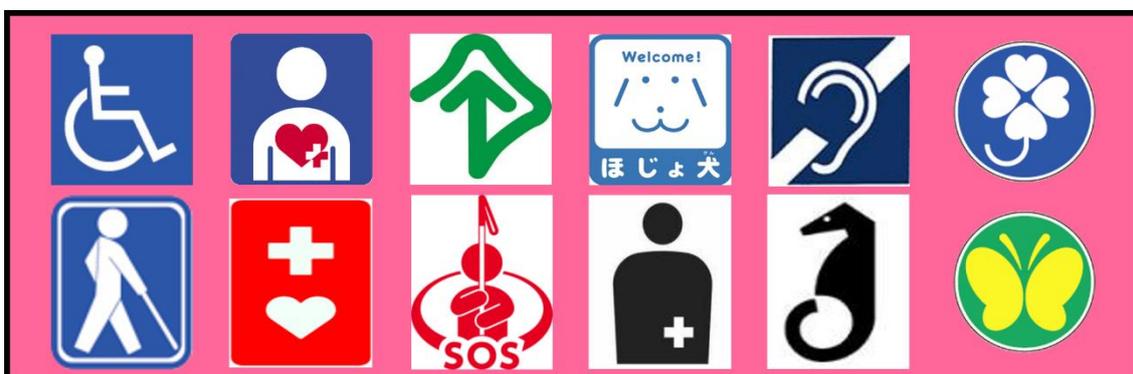
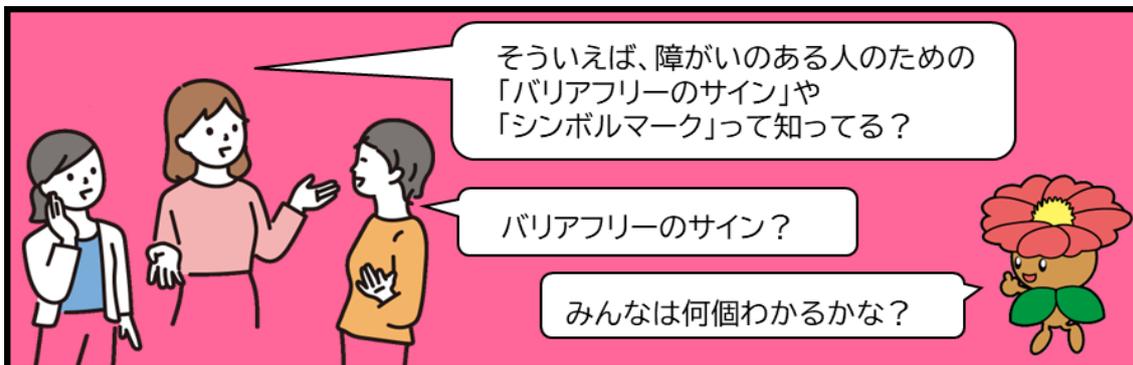
これまでの取り組みにより、障がい者の方の社会進出の増加や障がい者虐待に対する認識が高まり、相談件数が増加していると考えられます。

虐待と判断された件数は減少傾向にありますが、障がいのある方が積極的に社会で活躍されることにより、これまで見えなかった多様な虐待の形が顕在化しており、引き続き、障がい者虐待ゼロを目指し取り組む必要があります。

【取組】

虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報に取り組みます。また、擁護者等の虐待について、区保健福祉センター及び区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援や専門職による助言を行うなどの後方支援に取り組みます。

○障がいのある人のためのマークご存知ですか？

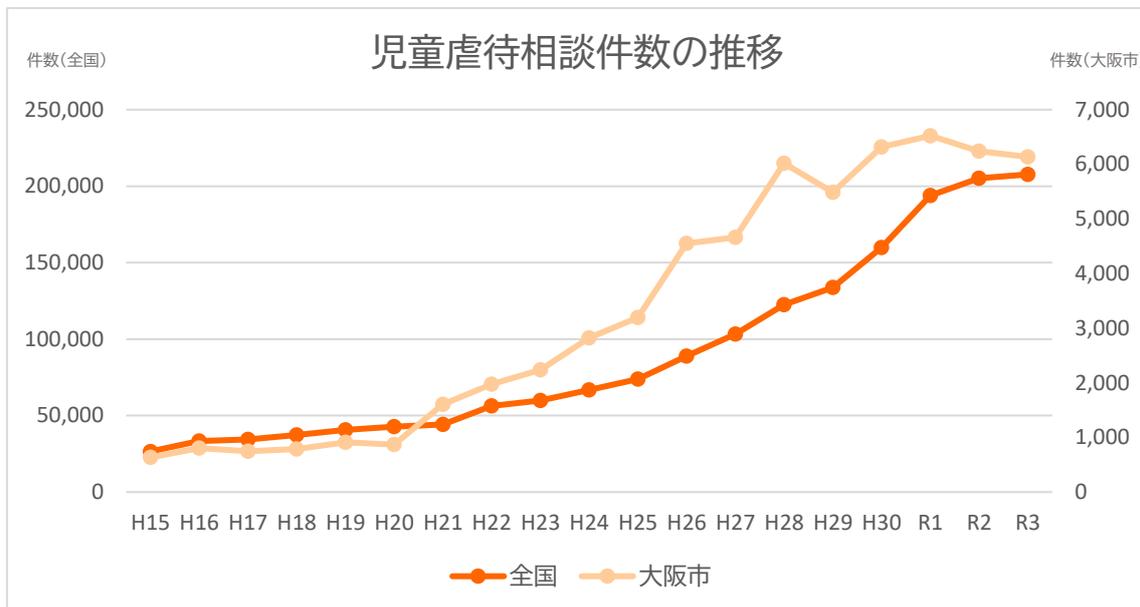


障がいのある人のための各種マーク

マーク	名称	概要	マーク	名称	概要
	障がい者のための国際シンボルマーク	障がい者が利用できる建物であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。		盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人連合で1984年に制定された、盲人のためのマークです。
	ハート・プラスマーク	「身体内部に障がいがある人」を表しています。		ヘルプマーク	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。
	耳マーク	聞こえが不自由な人と、同時に聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。		「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSシグナルを示している視覚障がい者を見かけたら、支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
	ほじょ犬	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。		オストメイト用設備 / オストメイト	オストメイトとは、がんなどで、人工肛門・人口膀胱を造設している排泄機能に障がいがあること及びオストメイト対応トイレを表すマークです。
	聴覚障がい者のための国際シンボルマーク	聴覚障がいを示す世界共通のマークです。		聴覚障がい者ための国内シンボルマーク	全日本ろうあ連盟のシンボルマーク、聴覚障がいを表すマークです。
	身体障がい者マーク	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。(努力義務)		聴覚障がい者のマーク	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです(義務)

(8)児童虐待の状況

(各年度末現在)



出典:大阪市こども青少年局

【現状】

児童虐待相談件数は全国、大阪市ともに増加傾向にあります。

【課題】 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

全国的に、児童相談所への相談件数は増加の一途をたどっており、大阪市も同様の傾向にあります。児童虐待は、こどもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合、生命にもかかわります。重大な児童虐待をはじめとして、あらゆる児童虐待を未然に防止することが課題であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見することが重要です。

【取組】

出産後間もない時期等に、専門職が訪問して子育て家庭を支援し、こどもの健やかな育ちと子育て不安の軽減を図るとともに、こどもや保護者の心身の健康状態など、子育て家庭における不安や兆候や課題を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援を行います。地域での児童虐待の予防体制づくりを推進するとともに、積極的な啓発活動を行います。

また、関係機関や地域との連携により相談体制を充実し、児童虐待の早期発見と迅速で適切な対応を推進します。

【課題】 ヤングケアラー*¹⁷について

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたちのことです。子どもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校生活においては、ケアをしている子どもが、欠席や遅刻、宿題忘れの回数が多い傾向にあり、友人関係や部活動、自分と家族との関係のことといった悩みを抱えている子どもが多いことが課題となっています。

【取組】 ヤングケアラーの支援について

社会がヤングケアラーのことを認識し、身近な人が気づき、理解し、手を差し伸べることが支援につながります。そのため、福祉や介護の関係機関、地域の関係者などへの周知や啓発を進めていきます。また、区役所においては、ヤングケアラーの相談窓口を設置するなど必要に応じて支援につなげられるよう取り組みを進めています。

【ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物や料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱えている家族に対応している。



がん・難病・精神疾患などの慢性な病気の家族の看病をしている。



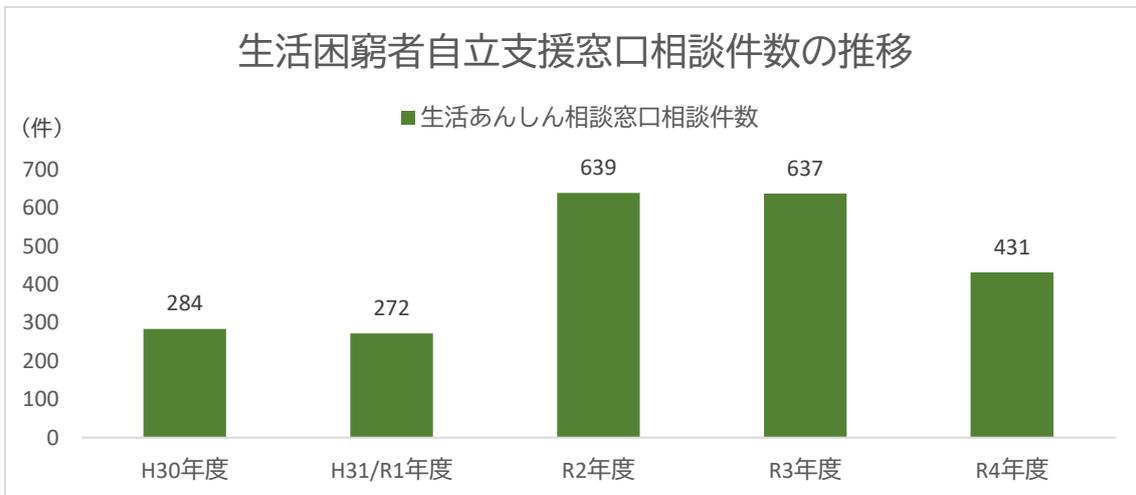
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(9)生活困窮者の状況

(各年度末現在)



出典:住之江区生活支援課

【現状】

生活困窮者自立支援窓口相談件数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和2年度が一番多く、それ以降は減少傾向にあります。

【課題】 生活困窮者自立支援について

生活保護受給に至る前に、生活困窮世帯からの相談を受け、必要な支援を行う、または必要な支援につなぐことで、自立を支援することが課題です。生活困窮者は、経済的困窮のみならず複合的な課題を抱えて社会的にも孤立していることが多いと考えられます。複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、多様な問題に対して包括的な支援が行える相談支援体制が必要です。

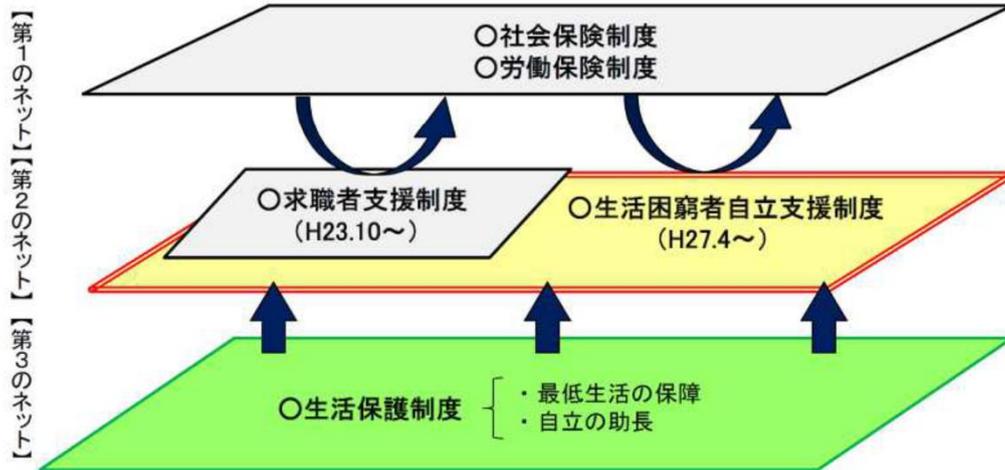
【取組】

生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティネット*¹⁸として包括的な支援体制を整えるため、生活困窮者自立支援事業を実施しており、住之江区においても生活自立支援相談窓口「くらしアシスト住之江*¹⁹」を設置しています。どのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、具体的な支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。

また、生活困窮者自立支援制度や相談窓口の広報について、区内の支援機関や地域のキーパーソン*²⁰が集まる会議等において周知する等、アウトリーチ*²¹的な活動を行い、真に支援が必要な方、将来貧困に陥るおそれのある方を気にかけて、積極的に予防策を講じることができるよう取り組んでいます。

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。

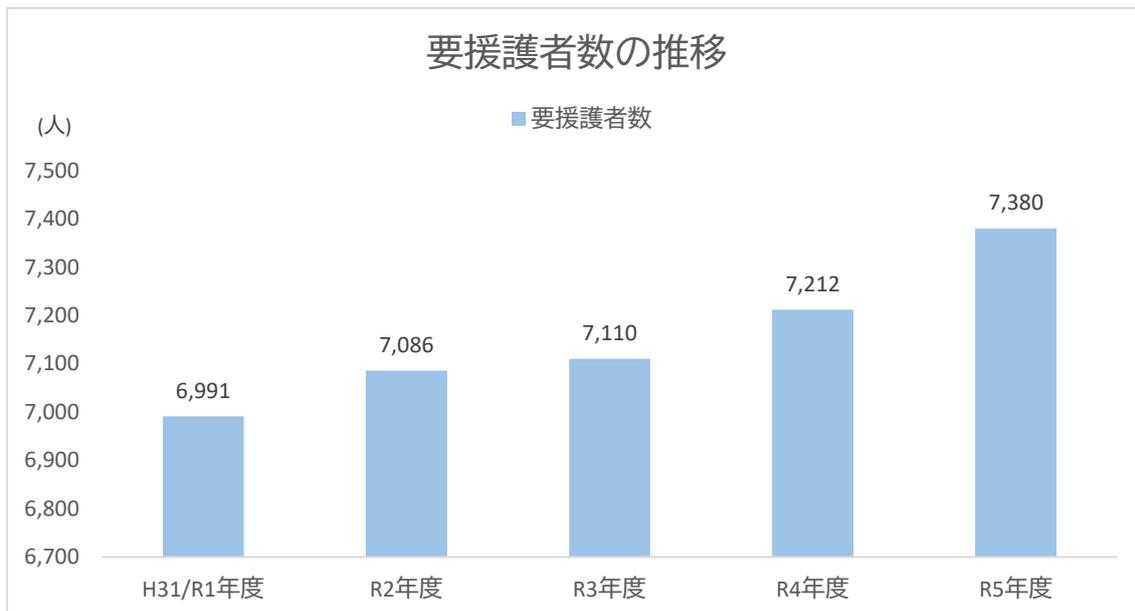


○生活にお困りのときは



(10) 災害時における要援護者の状況

(各年度6月1日現在)



出典:住之江区協働まちづくり課

【現状】

平成7年の阪神・淡路大震災では、消防などの防災関係機関の救援が行き渡ることが極めて厳しい状況の中、家屋や家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力をあわせて救出した割合が、全体の約98%とも言われています。また、平成23年の東日本大震災の際にも、地域住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

住之江区は、川と海に面しており、大和川の氾濫、高潮及び内水氾濫による浸水と東南海・南海地震及び南海トラフ巨大地震による津波浸水が想定されています。

また住之江区の要援護者数は年々増加傾向にあり、令和5年度は7,380人でR4年度に比べて168人増えています。

【課題】 防災意識の向上について

これまでの災害で明らかになった状況を踏まえ、各家庭での災害への備え(備蓄や家具の固定等)に対する「自助」、自主防災組織より身近で隣近所で助け合う「近助」、地域で助け合い被害拡大を防ぐ「共助」に対する一層の意識の向上が必要となっています。

【取組】

防災意識の向上に向け、町会や自主防災組織をはじめ、学校や民間企業等の幅広いコミュニティ層に対して、「自助」「近助」「共助」への理解の浸透を図る研修や出前講座を行います。

また、災害時における要援護者への支援として、要援護者ひとりひとりの避難先や避難支援の流れなどを、要援護者とご近所(支援者)との間であらかじめ決めておく「個別避難計画」の作成支援に取り組みます。

○災害に対する備えは万全に



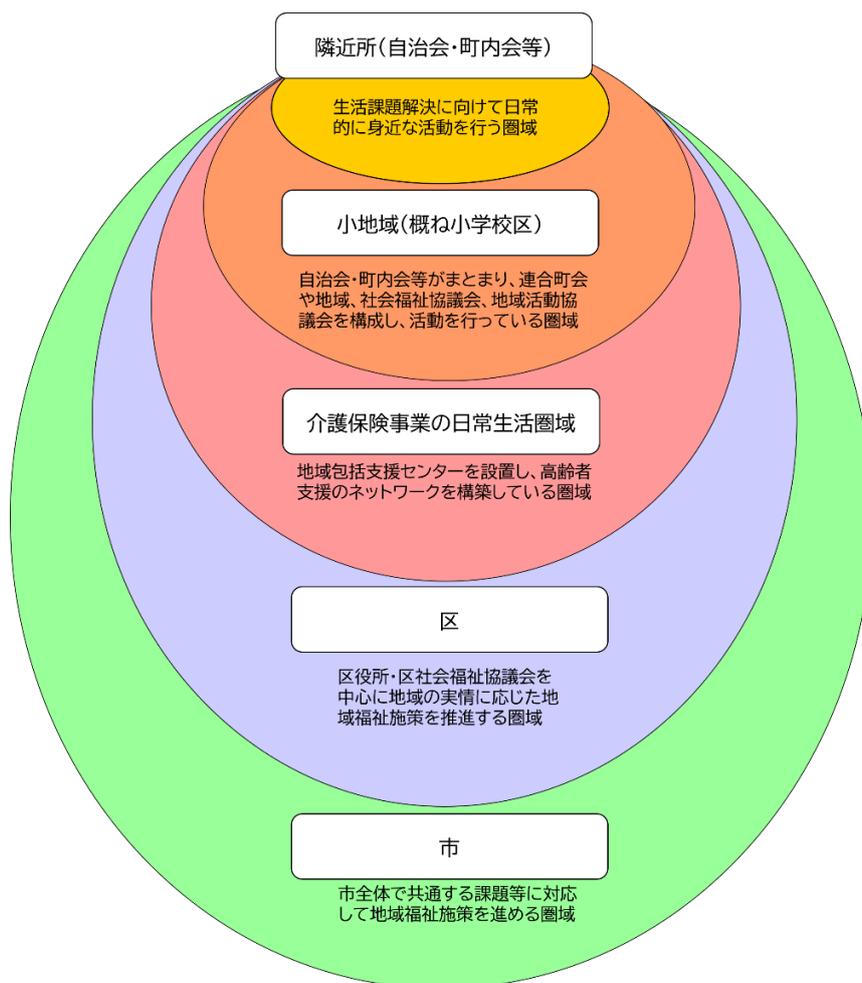
第4章 住之江区14地域の実情と取り組み

1. 圏域の考え方

生活上のさまざまな課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みがあることから、本ビジョンにおいては、市地域福祉基本計画に沿って、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、各圏域で構築されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくように、重層的に圏域を設定します。

小地域(概ね小学校区)は、深夜や休日、災害発生直後など公的支援が届かない場合においても助け合うことができ、また、日常的に課題を共有し、具体的な行動を起こしやすい圏域であり、地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。



2. 地域活動協議会について

住之江区の小地域は14地域あり、それぞれの地域で「地域活動協議会」が形成されています。「地域活動協議会」とは、おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業などいろいろな団体が集まり、団体同士が連携・協力して地域の活性化や課題解決に取り組んでいます。



3. 住之江区小地域14地域の実情と取り組み

安立地域

二次元コードのリンク先から各地域活動協議会の最新の取り組みをご確認いただけます。

どんなまち？

紀州街道が走る歴史のあるまちであり、商店街もあるので人・物の交流も盛んです。住吉大社に縁が深く、毎年夏に住吉祭りを開催しています。



スローガン

安心・安全・安立

人口

総人口	13,611人
65歳以上	3,952人
15歳～64歳	8,296人
14歳未満	1,363人

課題

- ①行政等関係機関との連携
- ②屋外での子どもの安全確保
- ③高齢者の居場所の拡大と運営の継続



取組

- ①区役所に共有を求めるとともに、包括支援センター等の専門職と関係性を作りながら連携していきます。
- ②見守り活動を継続し、小学校や警察とも連携しながら道路で遊ぶ子どもたちへの注意喚起を行います。
- ③多世代へのニーズに応えるよう、講師を招く「ミニデイサービス」形態を取り入れたり、「親子、高齢者食堂」を取り入れたりして世代問わずに地域住民の方が気軽に集まれるような会館づくりを行います。

敷津浦地域

スローガン

敷津浦 歴史ある街 住みやすい

どんなまち？

東には十三間堀川を境とし、南は大和川に接しています。江戸時代は新田地帯だったため、250年前に建てられた新田会所跡が修復を繰り返しながら現在も残っています。



人口

総人口	9,863人
65歳以上	2,748人
15歳～64歳	5,935人
14歳未満	1,180人

課題

企業やNPO等との連携について



取組

地域包括支援センターが参画しており、高齢者への支援に関して互いに協力しています。平成26年度より「しきつうらまつり」を開催しており、地域の福祉関係者などが参加していて、人材育成も担っています。

また令和4年度より開催の「しきつうら子どもスポーツフェス」では、子どもたちにいろいろなスポーツを体験してもらう企画も実施しています。

今後も、企業及びNPO団体、学校と行事や福祉事業での連携を図っていくとともに、さらに互いの長所を活かした連携ができるよう取り組みます。

人口：令和5年9月末日現在

住之江地域

どんなまち？

北側は住吉川に接しています。西部には住之江公園や護国神社もあります。また区役所や区社会福祉協議会、消防署など公的機関が多くあるまちです。

課題

- ①買い物が困難な高齢者へのサービス
- ②地域が主体となる生活環境の整備

取組

- ①コンパクトサイズの食料品を販売する「御崎あおぞら市場」を開催しています。
- ②ごみの不法投棄等がありました。防犯カメラを増設し、注意喚起のビラなども増やした結果、不法投棄等が減ってきています。他にも民間企業と契約し、資源ごみの回収を行っています。



スローガン
みんなでめざす
みんなでひろげる
地域のきずな

人口	
総人口	7,540人
65歳以上	2,283人
15歳～64歳	4,609人
14歳未満	648人



住吉川地域

どんなまち？

区の東部に位置しており、東西に広く西側と東側で特徴が異なります。西側は物流倉庫や工場が多く、東側は戸建住宅やマンション、商店街など人との交流が多い地域になっています。

課題

高齢者等の孤立

取組

- 孤立している高齢者向けの法律相談会を開催していたが、現在は実施できていないので、今後実施していけるように取りくみを考えています。
- また、包括支援センターと連携して、独居の身寄りの方が居ない高齢者に対して、「あんしんカプセル」を普及させて適切に活用されるように努めます。



スローガン
ええやん！！
元気な住吉川

人口	
総人口	10,233人
65歳以上	2,782人
15歳～64歳	6,169人
14歳未満	1,282人



人口:令和5年9月末日現在

加賀屋地域

どんなまち？

北側は木津川と接しており、広い工場地帯が広がっています。また、今でも「名村造船所跡地」があり、町中にアートがあり、アートのまちとしても有名です。



スローガン
活力ある安心と
やすらぎのまち

人口

総人口	6,636人
65歳以上	1,968人
15歳～64歳	4,150人
14歳未満	518人

課題

- ①外国籍の方や聴覚障がいのある方等とのコミュニケーションづくり
- ②イベント等による財源確保と地域のきづな



取組

- ①生涯学習が担い手となって、ボランティアや学生等が支援学校へ訪問し、昔遊びを通じて交流を図っています。また「わいわい広場」に実習生を受け入れ、知識・経験を増やしなが、地域行事に参加してもらえるようになりました。
- ②「すみのえアート・ビート」に出店し、活動費等を得ながら、ボランティア同士のきづなを広げます。

加賀屋東地域

どんなまち？

商店街があり、市営住宅が棟・戸数ともに多く、人の往来が盛んで、病院をはじめ医療機関も多く生活至便なまちです。



スローガン

地域のみみなでつながろう！
見守ろう！

人口

総人口	9,858人
65歳以上	3,232人
15歳～64歳	5,706人
14歳未満	920人

課題

- ①商店街との連携
- ②高齢者食事サービス事業の安定した運営



取組

- ①商店街の協力を得てチラシ等を配布し、スーパーで「なんでも相談会」を実施しました。他にも見守りあったかネットサポーター養成講座には民間企業の参加があり、連携を考える機会となりました。
- ②「さくら祭り」を開催し、子どもや若い世代の参加を促して、地域行事への関心を抱いてもらう。

人口:令和5年9月末日現在

粉浜地域

どんなまち？

古くから住吉大社の門前町として栄えてきたまちであり、地域内には住吉公園や商店街があって人・物の交流が盛んです。様々な交通機関があって生活至便なまちでもあります。

課題

- ①認知症高齢者の権利擁護
- ②地域北部における高齢者の外出促進等

取組

- ①認知症等で後見が必要な方を地域で支える啓発を進めていき、市民後見人も増えるように啓発活動を進めていきます。
- ②地域事業が南部での開催が多いため、北部に住む高齢者の参加が難しくなるが、ボランティアの付き添いや開催場所を増やすなど、外出促進につながるよう引き続き検討します。



スローガン
明るく・楽しく

前向きな粉浜っ子！

人口

総人口	14,207人
65歳以上	4,798人
15歳～64歳	8,110人
14歳未満	1,299人



平林地域

どんなまち？

大和川と木津川が接しており、地域内には住吉川が流れています。また現在でも大阪に8か所残っている渡船の1つである木津川渡船場があり、河川を利用して繁栄してきました。

課題

- ①夜間防犯対策 ②買物難民対策
- ③企業との交流と協働・共存
- ④広報活動の強化 ⑤子どもへの支援

取組

- ①課題となった青少年のたむろについて、たむろ場所に門扉を設置し、利用案内等も掲示して改善しています。
- ②ふれあいマルシェの業者が撤退し、開催できていないため、開催を目標に取り組みます。
- ③防災訓練や清掃活動等も企業に依頼し、地域住民と一緒に交流を深めています。
- ④企業と連携し、平林新聞を作成し、関係づくりを重ね、行事ごとに平林新聞で取りあげ、広報をより強化していきます。
- ⑤小学校と連携し、小学生や中学生の居場所づくりに取り組んでいます。



スローガン
地域の住民は
地域で守る

人口

総人口	5,608人
65歳以上	1,967人
15歳～64歳	3,320人
14歳未満	321人



人口:令和5年9月末日現在

新北島地域

どんなまち？

南には大和川が流れており、堺市に隣接しています。住之江公園駅から市内各地へのアクセスも良く、また住之江警察署や住之江郵便局等の公的機関も多く所在しています。

課題

- ①高齢者の居場所の活性化と環境づくり
- ②障がいのある方等の地域行事への参加促進

取組

- ①さまざまなイベントを開催することで高齢者の居場所づくりを進めています。
- ②夢宙センターや障がい者雇用企業と連携し、登校時の児童見守りや会館の清掃などを行い、障がいを持つ方と地域住民とのコミュニケーションづくりを進めています。



スローガン
**思いやりの町
新北島**

人口	
総人口	11,468人
65歳以上	3,166人
15歳～64歳	7,111人
14歳未満	1,191人

南港緑地域

どんなまち？

木や花が多い構想集合住宅の町です。その真ん中にある南港緑公園で春には桜が満開、秋には紅葉が楽しめる緑あふれる町です。

課題

- ①地域活動協議会の認知度向上と活動の周知
- ②町の将来について主に高齢者が多い地域のため今後を考える

取組

- ①さざんか南港緑協議会と南港緑地区社会福祉協議会と共同で広報紙を年4回発行しています。また、さざんか南港緑協議会としても定期的な広報活動を行っています。これからも、2つの広報紙を通じて積極的に活動の周知を図るとともに、様々な行事、イベント等を通じて活動をアピールしていきます。
- ②さざんか南港緑協議会として様々な活動の周知を図るとともに、高齢者の見守り、防犯、防災をイベント等を通じて行っています。



スローガン
みんなが住みやすい緑町

人口	
総人口	3,688人
65歳以上	1,867人
15歳～64歳	1,616人
14歳未満	205人

人口:令和5年9月末日現在

花の町

地域

どんなまち？

南港の中では最も広く、ATCやインデックス大阪、ホテル等の商業施設が集合し、観光施設も充実しており、人の往来が盛んなまちです。

課題

地域の広がりに合わせて新たな活動拠点の開拓

取組

子育てサロンや食事サービスについては、より身近な場所でニーズを満たすことができるよう、南港北地域の各マンション管理組合等と連携を進めます。町会がない集合住宅については、子育てサロンのチラシをポスティングして周知を進めます。今後もウィンターフェスタや盆踊りなどの催しを通じた交流も深めていきます。



スローガン

住んで良かった花の町

人口

総人口	8,769人
65歳以上	2,836人
15歳～64歳	4,827人
14歳未満	1,106人



海の町

地域

どんなまち？

区の西部に位置しており、ポートタウン西駅があります。緑が多く、静かな住環境や、コンテナターミナルや物流倉等が多く、物流の拠点ともなっている地域です。

課題

- ①地域における安全・防犯活動の継続
- ②急病や事故等緊急時の対応
- ③町会運営と地域行事の活性化
- ④新たな学校との連携

取組

①月2回青少年指導員や青少年福祉委員と一緒に夜間巡視を実施しています。②あんしんカプセルの更新や、安心カードなどの配布を実施し、緊急時に家族への連絡が容易になるよう取り組んでいます。③食事サービス等の利用が固定化しないように細やかな実施に取り組めます。④大阪府立水都国際中学校・高等学校の設立により、学校の選択肢が増え、より一層学校との連携を密にとり、子育てに強い地域を目指して取り組んでいきます。



スローガン

安心、安全

住んでよかった海の町

人口

総人口	5,222人
65歳以上	1,947人
15歳～64歳	2,749人
14歳未満	526人



人口:令和5年9月末日現在

太陽の町

地域

スローガン

かぞくつくるでー！

～安心だから、かえってきたくなる～

どんなまち？

ポートタウン東・西駅が最寄り駅として利用でき、商業施設も近隣に充実しており、幼稚園～中学校・大学もある活気溢れる地域です。緑豊かな公園やスポーツ施設も多いためアウトドアを身近に感じられます。

課題

- ①地域の子どもの関わりの変化
- ②外国人居住者等への対応
- ③災害時も含めた要援護者の見守りの推進

取組

- ①他地域の子どもの参加を受け入れており、他地域から参加する場合は、保護者同伴で参加するように危険性も配慮しながら周知しています。
- ②外国人に対応するために、中国語、英語、韓国語の表示物を作成依頼し、設置が進められています。
- ③独自の「要支援マップ」を更に充実させ、支援が必要な方の把握に取り組んでいます。



人口

総人口	5,063人
65歳以上	1,883人
15歳～64歳	2,791人
14歳未満	389人



清江

地域

スローガン

自助・公助・共助・「近所」

どんなまち？

平成12年に清江小学校が開校し、運動場が芝生化されています。地域内には子ども・子育てプラザがあり、子どもたちや子育て中の方々の集いの場となっています。

課題

子どもが健全に育つ環境づくり

取組

清江小学校では「コアリンピック」と称し、校庭芝生化に取組み維持管理を行っています。また、12月には肝試しを実施し、子ども同士の異年齢交流をはかっています。保護者同伴とすることで、イベントへの理解を深め、ゆくゆくは地域活動へ参加するようになり、参加だけで終わらないように仕掛けを試みています。ほかにも「ごみリンピック」を開催し、高齢者と子どもに参加してもらい世帯間交流にも取り組んでいます。



人口

総人口	5,918人
65歳以上	1,216人
15歳～64歳	3,934人
14歳未満	768人



人口:令和5年9月末日現在

第5章 だれでも・いつでも・なんでも言える 相談支援体制の充実

1 相談支援体制の充実

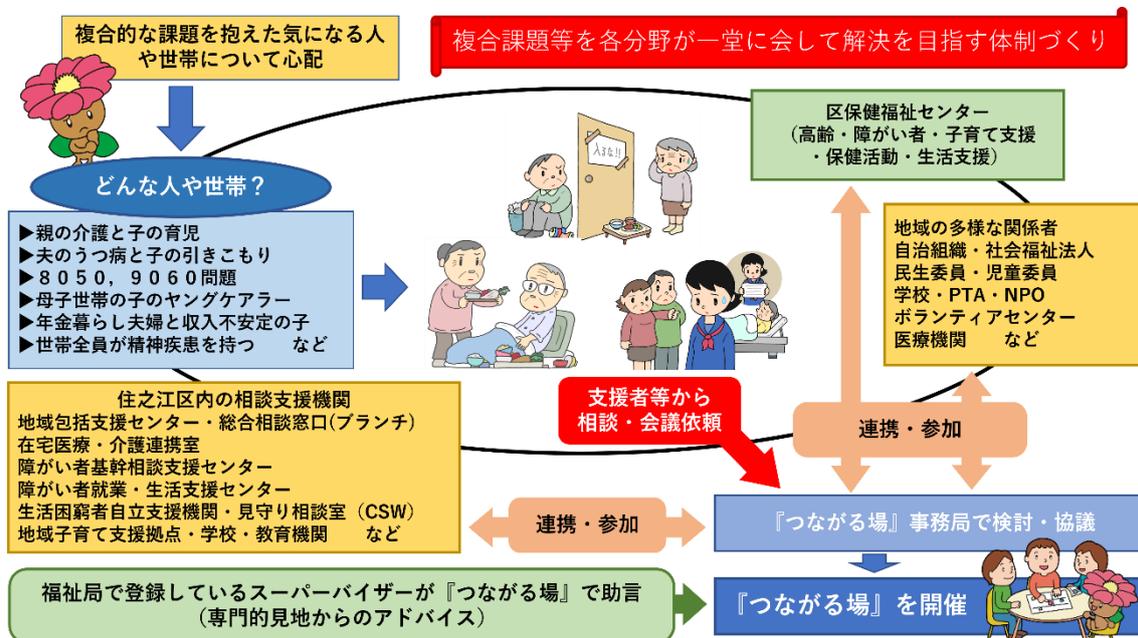
これまで大阪市では、高齢者、障がい者、児童といった各福祉分野や生活困窮者に対する施策や相談支援体制の充実を図ってきました。

一方で、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた個人や世帯では、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じています。

こうした複合的な課題を抱えた人を支援するため、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実に取り組みます。

(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援

既存の支援のしくみでは解決ができない複合的な課題を抱えた人や世帯を適切な支援につなげるため、区保健福祉センター(生活支援課)が「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする、総合的な支援調整の場「つながる場」の積極的な活用を進めます。



(2) 区職員の「気づき」で支援につなげる取り組み

相談支援体制があっても、自らSOSを発信できていない方、既存の支援制度で支援できていない方がおられます。住之江区役所では、区民の方の来庁時等に、何か困り事をお

られないかの「気づき」や「感度の向上」を図るため、研修等の機会を通して、意識づけを進めています。小さなサインに気づき、職員から声をかけ、必要な支援につなげられるよう取り組みます。

(3) 地域における見守り活動との連携

自ら相談できない、あるいは孤立死の高い人や世帯に対しては、「見守り相談室」の CSW がアウトリーチを行っていますが、そのような人や世帯の中には制度の狭間に陥り支援につながないケースや複合的な課題を抱えているケースもあります。

こういった課題を解決するために、CSW が地域の関係者と連携して、より身近な地域で早期に課題を発見し、「つながる場」を活用して適切な支援につなげるなど、地域における見守り活動と連携して取り組んでいきます。

(4) 住之江区役所の窓口案内 (〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号)

名称		相談対象・内容	相談窓口・電話番号
保健福祉課	福祉	福祉にかかる総合相談、障がい者に関する各種手続き等	1階3番窓口 6682-9857
	子育て支援	子育て相談、助産制度、子どもの虐待、DVに関すること等	1階3番窓口 6682-9878
	高齢・介護保険	要介護認定、介護保険料、高齢者福祉、敬老優待乗車証等	1階4番窓口 6682-9859
	健康支援	母子健康手帳・予防接種手帳、乳幼児健診、がん検診等	3階31番窓口 6682-9882
		食品・環境衛生・環境保全(公害、ネズミ・昆虫等の駆除等)	3階31番窓口 6682-9973
	地域保健活動	保健師による健康相談、精神保健福祉相談、健康づくり等	3階31番窓口 6682-9968
生活支援課	生活保護	生活保護の相談手続き、民生・児童委員に関すること等	2階24番窓口 6682-9872
	生活困窮	生活困窮者自立支援に関すること等	2階26番窓口 6682-9824
協働まちづくり課	地域福祉	地域福祉・いわゆるゴミ屋敷に関する相談等	4階43番窓口 6682-9832
	防災・防犯	防災・防犯、空き家、個別避難計画に関すること等	4階43番窓口 6682-9875

(5) 住之江区社会福祉協議会（〒559-0013 大阪市住之江区御崎4丁目6番10号）

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている民間の団体です。住之江区在宅サービスセンターは、愛称「さざなみ」として区民の皆様に親しまれ、地域の方々と力を合わせて福祉のまちづくりを進めているほか、ボランティア活動の相談や紹介・登録、学校における福祉教育の支援等、地域福祉活動の拠点としての役割を果たしています。また、見守り相談室では、高齢者の方・障がいをお持ちの方・子育て中の方やご家族等からのさまざまな福祉に関する相談を受けています。

名称	相談対象・内容	電話番号
住之江区社会福祉協議会	地域で安心して暮らせるための様々な相談 等	6686-2234
住之江区ボランティア・市民活動センター	ボランティア、市民活動に関する相談 等	6686-2234
見守り相談室	要介護者や社会的孤立者への対応 等	6686-2243

(6) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、高齢者の方を支援します。介護保険を利用したい、近所に気になる高齢者がいるなど、介護と生活に関する相談を総合的に受けています。また、消費者被害の防止や、高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用支援などにも取り組んでいます。

名称	住所・電話番号	相談対象地域
住之江区地域包括支援センター(さざなみ1階)	御崎4-6-10 TEL 6686-2235	住之江・住吉川・清江・平林・新北島地域
新北島ランチ(ケアハウス豊泉家1階)	新北島7-4-20 TEL 6683-4321	平林・新北島地域
さきしま地域包括支援センター	南港中2-1-99 TEL 6569-6100	南港緑・花の町・海の町・太陽の町地域
安立・敷津浦地域包括支援センター	南加賀屋3-9-2 TEL 6683-6650	安立・敷津浦地域
加賀屋・粉浜地域包括支援センター	粉浜西2-7-21 TEL 7670-1777	加賀屋・加賀屋東・粉浜地域
加賀屋ランチ(ブルーム北加賀屋)	北加賀屋1-5-6 TEL 6682-2941	

参考 用語解説

※本ビジョン内に掲載しているもの

*1 NPO

Non Profit Organization の略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間組織のことです。

*2 市政改革プラン

「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、基礎自治行政について、現在の大阪市の下で、「ニア・イズ・ベター」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行政運営をめざし策定されました。

*3 ニア・イズ・ベター

住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方です。

*4 外国につながる市民

日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き揚げてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国してきた子どもなどについては国籍が日本であっても、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。

「外国人住民」ではこれらの人々が含まれないため、大阪市では、施策や事業の対象としては「外国につながる市民」という呼称を使用しています。

*5 高齢者率

高齢者人口÷(総人口-年齢不詳人口)×100

※高齢者人口は65歳以上の人口を指します。

*6 団魂の世代

第一次ベビーブームが起きた、昭和22年～昭和24年に日本において生まれた人を指します。

*7 生活支援コーディネーター

高齢者がお住まいの地域で、元気でいきいきと暮らし続けられるよう、住民やさまざまな関係団体と連携しながら、介護予防の取組み、居場所づくり、生活支援の活動などを推進しています。

***8 住之江区社会福祉協議会**

社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療等の関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体です。

区内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、区内の福祉に関わるネットワークづくり等、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を行っています。

***9 地域包括支援センター**

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として市町村が設置している機関です。高齢者やその家族から介護や福祉の相談を受け、必要なサービスにつなげたり、地域のみなさんと高齢者を支える地域づくりを進めたりするなど、さまざまな分野において、総合的に高齢者とその家族を支える地域の窓口です。

***10 介護予防ポイント事業**

大阪市内にお住まいの65歳以上の方(大阪市介護保険第1号被保険者)が、特別養護老人ホームなどの介護保険施設等での介護支援活動、保育所や認定こども園(幼保連携型、保育所型)での、保育支援活動、本事業による支援を受ける方のご自宅で生活支援活動を行った場合に、ポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる事業です。

***11 地域包括ケア**

重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

***12 在宅医療・介護連携支援コーディネーター**

市町村ごとに窓口が設置されており、医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療と介護の連携に関する相談に対応します。

***13 認知症初期集中支援チーム「さざんかオレンジチーム」**

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境で暮らし続けられるために、認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護福祉の専門職で構成するチームが、適切な医療や介護サービス等に結びついていない在宅の認知症または認知症の疑いのある方及びその家族を訪問し、一人ひとりの状況に合わせ、支援の方向性を検討し、ご本人やご家族の自立した生活のサポートを集中的に行います。

***14 見守り相談室**

だれもが安心安全に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を実施するために設置された相談室です。住之江区社会福祉協議会内に福祉専門職のワーカーを配置しています。

***15 セルフネグレクト**

本人自身の基本ニーズ(衛生面、服飾面、食事など)を顧みない行為のことです。

***16 障がい者基幹相談支援センター**

障がいのある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行う中核的な機関です。

***17 ヤングケアラー**

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

***18 セーフティネット**

すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・しくみのことです。

***19 暮らしアシスト住之江**

生活や仕事に困っている方を対象に、生活の自立に向けた相談窓口です。

***20 キーパーソン**

物事にあたって、重要な働きをする中心人物のことで、問題を解決する手がかりや、物事を理解する上で、重要な部分を持っている人のことを指します。

***21 アウトリーチ**

生活上の問題や課題を子超えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援することです。